

電気通信事業法施行規則の一部改正

(「競争ルールの検証に関するWG」の議論を踏まえた規定整備)

概 要

令和6年11月20日

- ◆ モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法第27条の3において、携帯電話事業者等に対する規律（①通信料金と端末代金の分離、②行き過ぎた囲い込みの禁止）を規定。
- ◆ 競争ルールの検証に関するWGにおいて、直近は次の事項を議論。
 - モバイル市場の競争を一層促進させるための対策（モバイル市場の寡占的な状況が継続しているため）
 - 中古端末を含む端末市場の活性化のための対策（利用者が端末をニーズに応じて多様なものから選択できるようにすることも重要であるため）
- ◆ 今般、「競争ルールの検証に関する報告書2024」が取りまとめられたところ（令和6年9月12日公表）、本報告書の内容を踏まえ、省令の改正を行う。

改正事項	現 行	改正案
不良在庫端末特例の見直し	端末割引上限規制（電気通信事業法第27条の3）における不良在庫端末の特例は以下のとおり。 ➤ 製造が中止されていない端末 ・最終調達日から24か月経過で定価の半額まで割引可能 ➤ 製造が中止された端末 ・最終調達日から12か月経過で定価の半額まで割引可能 ・最終調達日から24か月経過で定価の8割まで割引可能	不良在庫端末特例を以下のとおり見直す。 ➤ 製造中止有無にかかわらず、最終調達日からの期間で割引上限を規定。 ➤ 最終調達日から36か月以上経過した端末は定価まで割引可能。 ➤ 発売開始から12か月以内に最終調達となった端末は、最終調達日を発売開始から12か月後とみなす。 ➤ 不良在庫端末特例は、端末購入プログラムとの併用を認めない。
ミリ波対応端末の割引上限額の緩和	端末割引上限規制の割引の上限額は原則4万円。	ミリ波対応端末について、割引上限額を最大1.5万円引き上げる（割引上限額は原則5.5万円）。

- ◆ 2020年4月から、「電気通信市場検証会議」（座長 大橋 弘 東京大学副学長・東京大学公共政策大学院 教授）の下に開催されるWGとして、**2019年改正の電気通信事業法**（通信料金と端末代金の分離、行き過ぎた囲い込みの禁止）の**効果・影響**や、料金等の提供条件、事業者間の競争環境**等を評価・検証**し、毎年、夏頃に報告書を公表。
- ◆ 直近では、2024年6月21日に「競争ルールの検証に関する報告書2024（案）」を公表し、意見公募（6/22～7/22）を行った上で、同年9月12日に本報告書を公表。

構成員

新美 育文	明治大学 名誉教授 【主査】	佐藤 治正	甲南大学 名誉教授
相田 仁	東京大学 特命教授 【主査代理】	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
大橋 弘	東京大学 副学長・公共政策大学院 教授	西村 暢史	中央大学 法学部 教授
北 俊一	株式会社野村総合研究所 パートナー	西村 真由美	全国消費生活相談員協会 IT研究会 代表

現
状**白ロム割の規制により、経年による端末価値の低下に対応することが困難に**

- ◆ 端末割引上限規制には、不良在庫端末に関する特例がある。具体的には、製造が中止されていない端末は、最終調達日から24か月経過で定価の半額までの利益提供が可能。また、製造が中止された端末は、最終調達日から12か月経過で定価の半額まで、24か月で定価の8割まで利益提供が可能。
- ◆ しかし、令和5年省令改正で白ロム割を規制したことにより、端末の販売価格を経年による端末の市場価値に対応させることができないため、不良在庫の処分が困難となる。
- ◆ グローバル端末メーカーは、製造中止の判断を必ずしも日本だけで決定するものではなく、また、日本の端末市場における価値は、MNOが調達をやめた日を起点とすることで一定程度反映できる。

見
直
し

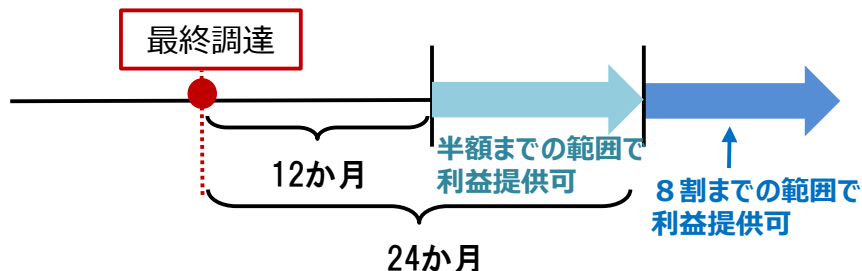
- ◆ 報告書を踏まえ、次のとおり施行規則の改正を行う。
 - 製造中止有無にかかわらず、最終調達日からの期間で割引上限を規定。
 - 最終調達日から36か月以上経過した端末は定価まで割引可能。
 - 発売開始から12か月以内に最終調達となった端末は、最終調達日を発売開始から12か月後とみなす
 - 不良在庫端末特例と端末購入プログラムの併用を認めない。

現
行

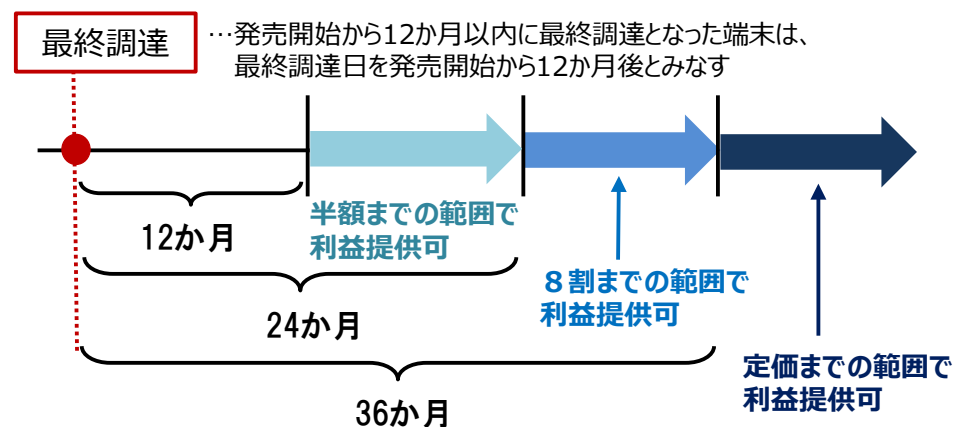
【製造が中止されていない端末】



【製造が中止された端末】 24か月

改
正
案

【製造中止有無による区分は撤廃】



※不良在庫端末特例と端末購入プログラムとの併用を認めない。

第3章 モバイル市場に係る課題

2 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

(3) 不良在庫端末特例

ウ 考え方

(略)

現行の不良在庫端末特例は、製造が中止されているか否かによって特例の内容が異なる仕組みとなっているが、グローバル端末メーカーは、様々な国で端末を販売しており、端末の製造中止の判断を必ずしも日本の端末市場だけで決定するものではないこと、また、日本の端末市場における端末の価値は、キャリアが端末メーカーから端末調達をやめた日を起点することで一定程度反映できることに鑑みれば、**製造中止されているか否かを問わず、最終調達日からの期間で決めることが適当**である。

(略)

他方、現行制度で12か月で半額、24か月で8割と12か月単位で期間を設けていることに鑑み、不良在庫を最終処分させることを可能とさせるため、**最終調達日から36か月経過した場合は、端末割引上限規制の対象外とすることが適当**である。

ただし、事業者ヒアリングにおいて、一部のキャリアからは、不良在庫端末特例を活用するために、これまでの通常の調達と異なり、初期調達の時に大量調達することによって最終調達日を初期調達日とする潜脱行為を行う可能性がある旨指摘があったところ、仮にそのような潜脱行為が行われる場合、適正な調達ではなく過剰調達となる可能性が高くなるおそれがあり、かえって不良在庫を助長してしまうおそれがある。このため、このような不良在庫端末特例の趣旨にそぐわない行為を防ぐ必要があるところ、主な端末の最初の調達日から最終調達日までの期間の平均が約12か月であったことを踏まえれば、**発売開始から12か月以内に最終調達となった端末については、最終調達日を発売開始から12か月後とみなすことが適当**である。

加えて、本来、不良在庫を発生させないよう適正な調達を行うことが重要であり、不良在庫端末特例はその名のとおりあくまでも不良在庫となる端末を特例として処分させることを目的とするものであることを踏まえれば、販売する端末に将来的な価値をみだし、将来時点において端末の買取りを行うこと等を約するプログラムである端末購入プログラムと併用することは適当ではなく、**不良在庫端末特例を活用する場合は端末購入プログラムとの併用を認めないことが適当**である。

(略)

現状

ミリ波の普及とミリ波対応端末の普及は「鶏と卵」

- ◆ 5Gの普及には高周波のミリ波が重要であるが、ミリ波は、インフラ整備、端末、そしてユースケースが「鶏と卵」の関係となっており、現時点では十分普及していない。（スマートフォン出荷に占めるミリ波対応端末の割合は5.2%（2023年））
- ◆ 端末のミリ波対応には追加コストがかかるが、利用可能なエリアがまだ限られている現状では、利用者は追加コストを支払ってミリ波対応端末を購入するインセンティブが乏しい。
- ◆ このように利用者のメリットが大きい時期は、事業者負担によりミリ波対応端末を利用できるようにすることが必要であるが、端末割引上限規制により事業者負担に上限が設けられている。

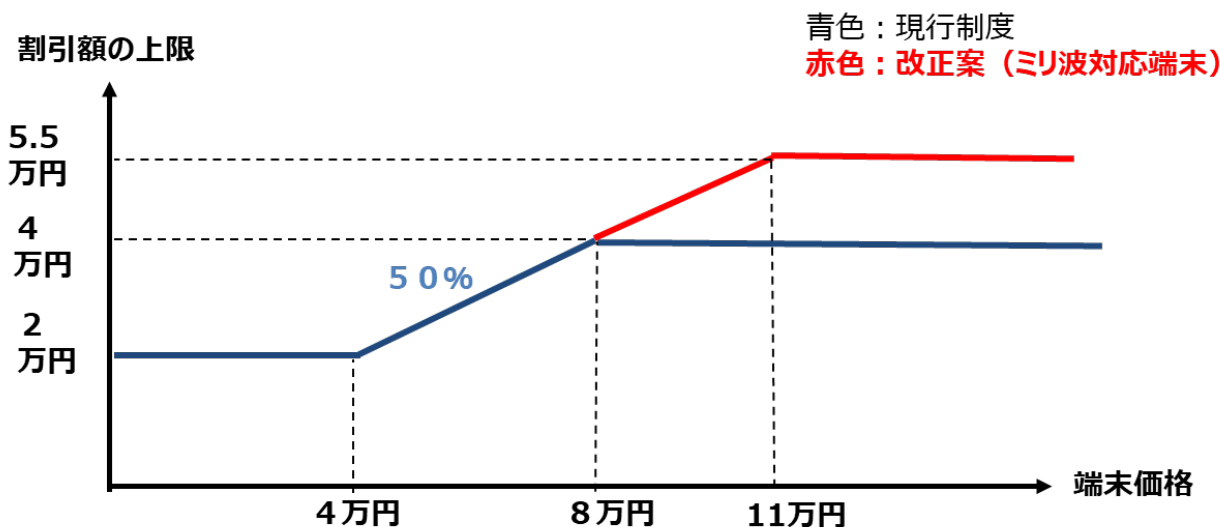
見直し

- ◆ 報告書を踏まえ、次のとおり施行規則の改正を行う。

➤ ミリ波対応端末の割引上限額を、時限的に最大1.5万円※引き上げる（定価の50%を超えない範囲で、原則4万円から5.5万円に緩和。）。

※国内におけるミリ波対応端末と非対応端末の同機種価格差の平均が約1.7万円であることを踏まえたもの。

端末の割引上限額



第3章 モバイル市場に係る課題

2 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

(4) ミリ波対応端末

ウ 考え方

(略)

【ミリ波対応端末の割引上限額】

ミリ波対応端末の普及促進の観点からは、割引上限は高いほうが効果は大きいと考えられるが、一方で、大幅に割引上限額を緩和することとした場合、転売ヤー等の問題が生じる可能性や、MVNOへの影響も大きくなる可能性がある。このため、ミリ波対応端末普及に必要な額を緩和することとし、具体的には、ミリ波対応に伴う端末販売価格上昇分に対応することができる額とすることが適当である。

この点、端末販売価格は複合的な要因で決まるものであるが、国内におけるミリ波対応端末と非対応端末の同機種価格差の平均が約1.7万円だったことを踏まえ、当該価格差をミリ波対応に伴う端末販売価格上昇分とみなし、**ミリ波端末の割引上限額を1.5万円緩和することが適当**である。

ただし、現行制度では、いわゆる「転売ヤー」や「1円端末」等の問題が発生することを防ぐ等のため、原則、対照価格の50%を超える割引を行わないようにしているところ（割引上限は原則4万円であるが、対照価格が4万円から8万円までの場合は、対照価格の50%としている。）、**現行制度と同様に、「転売ヤー」や「1円端末」等の問題が発生することを防ぐ等の観点から、ミリ波対応端末であっても、割引上限は対照価格の50%を超えないようにすることが適当**である。

(略)

【ミリ波対応端末の割引上限の特例の終了タイミング】

ミリ波対応端末の普及促進を目的とするものであるため、**ミリ波対応端末が普及した場合には、この特例を終了することが適当**ではないか。また、特例終了の予見可能性を高めるために、特例終了のタイミングを事前に決めておくことが適当である。

(略)

具体的には、ストックベースでのミリ波対応端末の普及率が50%を超えた場合には特例を終了することが適当である。

(略)

ただし、これらの緩和額や実施期間については、政策の効果を検証し必要に応じて見直しの検討を行うことが適当である。

2024年			
10月	11月	12月	
電気通信 事業部会 10/2 ▲ 諮問	電気通信 事業部会 11月下旬 ▲ 答申	12月上旬 ▲ 公布	12/26 ▲ 施行

意見募集
(10/5～11/5)